

令和 3 年度

井原市健全化審査意見書

井原市監査委員

井 監 第 1 4 号
令和 4 年 9 月 2 1 日

井原市長 大 舌 勲 様

井原市監査委員 長 野 隆

井原市監査委員 三 宅 文 雄

令和 3 年度井原市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定並びに井原市監査基準に基づき、審査に付された令和 3 年度井原市財政健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

第1. 審査の対象	1
第2. 審査の期間	2
第3. 審査の方法	2
第4. 審査の結果	2
1. 健全化判断比率	3
(1) 実質赤字比率	3
(2) 連結実質赤字比率	4
(3) 実質公債費比率	5
(4) 将来負担比率	8
2. 資金不足比率	10
3. 審査意見	12

(注)

1. 表中の金額は、原則として千円単位で表示している。
2. 文中に用いた金額は、原則として万円単位で表示し、表示単位未満の端数は、原則として四捨五入している。そのため計数が一致しない場合がある。
3. 比率は「%」で表示し、表示単位未満の端数は、原則として四捨五入している。そのため、その内訳を合計した数値は、合計欄の数値と一致しない場合がある。
4. 表中の符号の表示は、次のとおりである。
空欄・・・・・・・・・・該当数値がないもの
「-」・・・・・・・・・・算出不能のもの
「0」又は「0.0」・・・・零となるもの及び該当数値はあるが単位未満のもの

令和3年度 井原市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1. 審査の対象

次表各会計の令和3年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計区分は、次のとおりである。

一般会計等	一般会計		美星地区畑地かんがい給水事業特別会計	↑ 実質赤字比率	↑ 連結 実質 赤字 比率	↑ 実 質 公 債 費 比 率	↑ 将 来 負 担 比 率	
	一般会計等に属する特別会計							
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計		↑ 資金 不足 比率※	↓	↓	↓	
		介護保険事業特別会計						
		後期高齢者医療事業特別会計						
	公営企業会計	法適用企業	水道事業会計					
			病院事業会計					
			工業用水道事業会計					
			簡易水道事業会計					
			下水道事業会計					
		法非適用企業	産業団地開発事業特別会計					
	一部事務組合・広域連合	岡山県井原地区清掃施設組合						↓
井原地区消防組合								
岡山県西部衛生施設組合								
岡山県広域水道企業団								
岡山県市町村総合事務組合								
岡山県後期高齢者医療広域連合								
地方公社・第三セクター等	土地開発公社							

※資金不足比率は公営企業会計ごとに算定

第2．審査の期間

令和4年7月28日から令和4年8月30日まで

第3．審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令等に準拠し適正に作成されているかを主眼として、関係書類等を照合審査するとともに必要に応じて関係職員からの説明を聴取し審査した。

第4．審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率の概要並びに審査意見は、次のとおりである。

1. 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は次のとおりである。

各比率とも早期健全化基準を下回っている。

(単位：％)

区 分	令和3年度	令和2年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	—	12.93	20.00
連結実質赤字比率	—	—	17.93	30.00
実質公債費比率	9.0	9.7	25.0	35.0
将来負担比率	2.1	—	350.0	—

※実質赤字比率と連結実質赤字比率の早期健全化基準は標準財政規模により算出
その他の基準は定率

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

一般会計等（一般会計、美星地区畑地かんがい給水事業特別会計）の実質収支額の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、％)

会 計 名 等	令和3年度	令和2年度	比 較
一般会計等実質収支額 A	1,187,399	88,504	1,098,895
一 般 会 計	1,184,278	85,051	1,099,227
美星地区畑地かんがい給水事業特別会計	3,121	3,453	-332
標準財政規模 B	13,140,736	12,584,050	556,686
算 式 (A/B) × 100	-9.03	-0.70	-8.33
実質赤字比率	—	—	—

※算式の数値は、実質収支が黒字である場合は負の値で表示される。

令和3年度の一般会計等実質収支額は11億8,740万円の黒字となっているため、実質赤字比率の数値は算定されない。参考として比率を求めたところ-9.03％（黒字の場合は負の値）となり、前年度と比べて8.33ポイント減少している。これは主として、一般会計の実質収支額が増加したことによる。

B 標準財政規模について

標準財政規模は、通常収入が見込まれる経常的一般財源の規模を示すものである。

令和3年度は131億4,074万円となっており、前年度に比べて5億5,669万円(4.4％)増加している。

標準財政規模の内訳は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
標準税収入額等	5,505,362	5,740,514	-235,152	-4.1
普通交付税額	7,015,337	6,369,150	646,187	10.1
臨時財政対策債発行可能額	620,037	474,386	145,651	30.7
合 計	13,140,736	12,584,050	556,686	4.4

標準税収入額等が前年度に比べて2億3,515万円(-4.1%)減少し、普通交付税額が6億4,619万円(10.1%)、臨時財政対策債発行可能額が1億4,565万円(30.7%)増加している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公立病院や下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものである。

該当会計の実質収支額及び資金剰余額の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

会 計 名			連結実質収支額 (実質収支額及び資金剰余額)			
			令和3年度	令和2年度	比 較	
一般会計等			1,187,399	88,504	1,098,895	
公 営 事 業 会 計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	491,507	415,653	75,854	
		介護保険事業	208,613	100,824	107,789	
		後期高齢者医療事業	0	0	0	
	公 営 企 業 会 計	法適用企業※	水道事業	1,077,069	1,136,538	-59,469
			病院事業	1,356,345	1,273,677	82,668
			工業用水道事業	115,788	110,139	5,649
			簡易水道事業	37,005	35,538	1,467
			下水道事業	30,390	4,521	25,869
		法非適用企業※	産業団地開発事業	0	42	-42
合 計 A			4,504,116	3,165,436	1,338,680	
標準財政規模 B			13,140,736	12,584,050	556,686	
算 式 (A/B) × 100			-34.27	-25.15	-9.12	
連結実質赤字比率			-	-	-	

※法適用企業と法非適用企業

法適用企業は、地方公営企業法の適用を受ける事業で、発生主義に基づく複式簿記等の企業会計で処理されている。法非適用企業は、同法の適用を受けない事業で、現金主義の官庁会計で処理されている。

※算式の数値は、連結実質収支額が黒字である場合は負の値で表示される。

令和3年度の連結実質収支額は45億412万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率の数値は算定されない。参考として比率を求めたところ-34.27%（黒字の場合は負の値）となり、前年度と比べて9.12ポイント減少している。これは主として、一般会計、国民健康保険事業、介護保険事業、病院事業の実質収支額等が増加したことによる。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で直近3カ年の平均値である。

実質公債費比率に関する状況は次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
A	地方債の元利償還金 (繰上償還等を除く)	1,935,460	1,870,169	1,971,706	2,053,466
B	準元利償還金	1,489,658	1,539,810	1,579,866	1,605,638
C	特定財源	148,779	146,000	158,596	167,090
D	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,397,709	2,328,243	2,410,123	2,447,617
E	標準財政規模	13,140,736	12,584,050	12,343,290	12,607,480

上表のA～Eを、次の算式にあてはめると、各年度の比率は下表のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100$$

(単位：%)

年 度	区 分	実質公債費比率	
		単年度	3カ年平均
平成30年度		10.3	9.7
令和元年度		9.9	
令和2年度		9.1	
令和3年度		8.2	
			9.0

実質公債費比率は9.0%と前年度に比べて0.7ポイント改善しており、早期健全化基準(25%)を下回っている。

また、単年度実質公債費比率は前年度に比べ0.9ポイント改善している。

A 地方債の元利償還金について

元利償還金は一般会計等の一時借入金利息を除く公債費である。

令和3年度の元利償還金は、前年度に比べて6,529万円(3.5%)増加している。

B 準元利償還金について

準元利償還金は、主として一般会計から公営企業等への繰出金のうち公営企業債償還の財源に充てたと認められるもの、一部事務組合の負担金・補助金のうち地方債の償還に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどである。

準元利償還金の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分		令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
公 営 企 業 等	水道事業	41,282	36,424	4,858	13.3
	病院事業	273,786	257,227	16,559	6.4
	工業用水道事業	0	0	0	—
	簡易水道事業	174,821	160,249	14,572	9.1
	下水道事業	932,368	1,004,087	-71,719	-7.1
	産業団地開発事業	0	0	0	—
	国民健康保険事業(保険)	0	0	0	—
	国民健康保険事業(直営診療)	18,308	17,407	901	5.2
	後期高齢者医療事業	0	0	0	—
	介護保険事業(保険)	0	0	0	—
介護保険事業(サービス)	0	0	0	—	
一 部 事 務 組 合	岡山県西部衛生施設組合	-1,281	-1,265	-16	1.3
	井原地区清掃施設組合	0	0	0	—
	井原地区消防組合	25,110	25,113	-3	0.0
	井笠地区農業共済事務組合	0	0	0	—
	岡山県市町村総合事務組合	0	0	0	—
	岡山県後期高齢者医療広域連合	0	0	0	—
岡山県広域水道企業団	22,320	22,320	0	0.0	
公債費に準ずる債務負担行為額		2,944	18,248	-15,304	-83.9
合 計		1,489,658	1,539,810	-50,152	-3.3

準元利償還金は前年度に比べて5,015万円(-3.3%)減少している。これは主として、下水道事業会計と公債費に準ずる債務負担行為額が減少したことによる。

C 特定財源について

特定財源は公債費に充当されている。

特定財源の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	—
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	0	0	0	—
公営住宅建設事業の財源として発行された地方債償還額に充当した公営住宅使用料	7,403	9,593	-2,190	-22.8
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	141,376	136,407	4,969	3.6
合 計	148,779	146,000	2,779	1.9

特定財源は前年度に比べて278万円(1.9%)増加している。主な要因は、都市計画税の減少幅より、都市計画事業関連の公債費の減少幅の方が大きく、充当財源に占める特定財源の割合が大きくなったことによる。

D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額について

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
事業費補正により算入された公債費	271,940	282,624	-10,684	-3.8
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,977,801	1,896,332	81,469	4.3
密度補正により算入された元利償還金及び準元利償還金(地方債の元利償還金を基礎として算入されたもの)	147,968	149,287	-1,319	-0.9
合 計	2,397,709	2,328,243	69,466	3.0

基準財政需要額算入額は前年度に比べて6,947万円(3.0%)増加している。これは災害復旧費等に係る基準財政需要額のうち過疎対策事業債や合併特例債等に係る元利償還金が増加したことによる。

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

将来負担比率に関する状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分		令和3年度	令和2年度	増 減	増減率
A	将来負担額	38,133,895	37,543,109	590,786	1.6
B	充当可能財源	37,906,459	38,127,733	-221,274	-0.6
A - B		227,436	-584,624	812,060	138.9
C	標準財政規模	13,140,736	12,584,050	556,686	4.4
D	算入公債費等の額	2,397,709	2,328,243	69,466	3.0
C - D		10,743,027	10,255,807	487,220	4.8
算 式 (A-B)/(C-D) × 100		—	-5.7	7.8	—
将来負担比率		2.1	—		

将来負担比率は2.1%で、前年度と比較して7.8ポイント増加している。これは、将来負担額が増加し、充当可能財源が減少したことによる。

A 将来負担額について

将来負担額の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
地方債の現在高	21,226,783	19,680,330	1,546,453	7.9
債務負担行為に基づく支出予定額	58,752	36,116	22,636	62.7
公営企業債等繰入見込額	13,765,139	14,650,156	-885,017	-6.0
組合負担等見込額	431,420	471,115	-39,695	-8.4
退職手当負担見込額	2,651,397	2,705,024	-53,627	-2.0
設立法人の負債額等負担見込額	404	368	36	9.8
合 計	38,133,895	37,543,109	590,786	1.6

将来負担額は、前年度に比べて5億9,079万円(1.6%)増加している。これは主として、下水道事業会計等の公営企業債等繰入見込額が減少しているものの、過疎対策事業債や合併特例事業債等の一般会計の地方債の現在高が増加したことによる。

B 充当可能財源等について

充当可能財源等の状況は次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
充当可能基金	12,985,437	13,401,444	-416,007	-3.1
充当可能特定歳入	1,369,923	1,349,804	20,119	1.5
基準財政需要額算入見込額	23,551,099	23,376,485	174,614	0.7
合 計	37,906,459	38,127,733	-221,274	-0.6

充当可能財源等の合計は、前年度に比べて2億2,127万円(-0.6%)減少している。これは主として、財政調整基金や公共施設整備基金等の充当可能基金が減少したことによる。

2. 資金不足比率

各公営企業会計の資金不足比率の状況は次のとおりである。

各会計とも資金不足は生じていない。

(単位：千円、%)

会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和 3 年度	令和 2 年度	
水道事業会計	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	20.0
工業用水道事業会計	—	—	20.0
簡易水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業特別会計	—	—	20.0
産業団地開発事業特別会計	—	—	20.0

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額（A）の事業の規模（B）に対する比率である。

A 資金の不足額の算定方法

法適用企業の場合

(流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

法非適用企業の場合

(繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

B 事業の規模の算定方法

法適用企業の場合

営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業の場合

営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

資金不足は生じていないため、次ページで資金剰余額を前年度と比較する。

資金剰余額の事業規模に対する各事業別の比率は以下のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	資金剰余額		事業の規模		資金剰余額の事業規模に対する割合	
	3年度	2年度	3年度	2年度	3年度	2年度
法適用企業						
水道事業	1,077,069	1,136,538	454,720	450,869	236.9	252.1
病院事業	1,356,345	1,273,677	2,374,641	2,295,638	57.1	55.5
工業用水道事業	115,788	110,139	27,377	26,040	422.9	423.0
簡易水道事業	37,005	35,538	94,536	98,182	39.1	36.2
下水道事業	30,390	4,521	306,881	305,849	9.9	1.5
法非適用企業						
産業団地開発事業	0	42	0	42	—	100.0
合 計	2,616,597	2,560,455	3,258,155	3,176,620	80.3	80.6

① 水道事業

資金剰余額の事業規模に対する割合は236.9%で、前年度に比べて15.2ポイント減少している。これは、前年度に比べて資金剰余額が5,947万円減少し、事業規模が385万円増加したことによる。

② 病院事業

資金剰余額の事業規模に対する割合は57.1%で、前年度に比べて1.6ポイント上回っている。これは、前年度に比べて資金剰余額が8,267万円、事業規模が7,900万円増加し、事業規模の増加率に比べ、資金剰余額の増加率の方が大きいことによる。

③ 工業用水道事業

資金剰余額の事業規模に対する割合は422.9%で、前年度に比べて0.1ポイント減少している。これは、前年度に比べて資金剰余額が565万円、事業規模が134万円増加し、資金剰余額・事業規模の増加率はほぼ同率となっている。

④ 簡易水道事業

資金剰余額の事業規模に対する割合は39.1%で、前年度に比べて2.9ポイント上回っている。これは、資金剰余額が前年度に比べて147万円増加し、事業規模が365万円減少したことによる。

⑤ 下水道事業

資金剰余額の事業規模に対する割合は9.9%で、前年度に比べて8.4ポイント上回っている。これは、資金剰余額が前年度に比べて2,587万円増加したことによる。

⑥ 産業団地開発事業

資金剰余額、事業の規模はともに0円となり、前年度から4万円の減少となった。

3. 審査意見

健全化判断比率の各指数とも健全度が保たれている。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため数値は計上されない。実際の数値については、実質赤字比率が-9.03%となり、前年度と比べ8.33ポイント減少している。連結実質赤字比率も-34.27%となり、前年度と比べ9.12ポイント減少している。実質公債費比率は9.0%と前年度に比べて0.7ポイント改善されている。

一方、将来負担比率は2.1%で、前年度に比べて7.8ポイント増加しているが、早期健全化基準を下回っている。

資金不足比率については、各会計とも資金不足は生じていない。

今後においても、大規模事業等により市債借入が増加し、将来負担比率が上昇することが懸念される。さらなる選択と集中による財政運営により、財政の健全度レベルの維持及び市民福祉の向上を期待する。